

【令和3年10月施行】

松伏町農業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農作物の価格の低落など、その影響を受けている営農者に対し、影響緩和対策の支援として、町独自の「農業者支援給付金」を交付します。

【ポイント】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による飲食店などでの米や野菜などの需要減少などにより、その影響を受けている営農者に対する支援

【給付額】

1 営農者につき10万円を支給

【対象者】

- ① 町内に住所を有する個人営農者
- ② 町内に主たる事業所を有する農業法人

【給付要件】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方で、以下にも該当する方

- ①個人営農者は、令和2年分の農業収入について税務申告をしており、かつその収入が50万円以上ある者
- ②農業法人は、給付金申請時直近決算の売上について税務申告をしており、かつその売上が50万円以上ある者
- ③今後も営農を継続する者

【申請書類】

松伏町農業者支援給付金交付申請書兼請求書と以下のいずれかの書類

- (1) 給付要件①の方で、確定申告をした方
令和2年分の確定申告書B第一表（控）の写し
- (2) 給付要件①の方の方で、町県民税申告をした方
令和3年度の町県民税申告書（控）の写し
- (3) 給付要件②の法人は、給付金申請時直近決算の確定申告書（控）及び事業概況説明書（控）の写し

※（１）から（３）以外に、その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【申請方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送による申請

《送付先》 〒343-0192 松伏町大字松伏 2424

松伏町役場環境経済課 農政担当

《申請期間》 令和3年10月20日（水）から令和3年12月28日（火）
まで（当日消印有効）

【注意事項】

1 営農者につき申請は1回です。

【問合せ】

松伏町環境経済課 農政担当

電話：048-991-1853（直通）